

2003 年度政務調査費市民監査報告

1, はじめに

今回も愛知県内で議員・会派に政務調査費を支給する市を対象に、政務調査費を用いた視察を調査しました。対象は2003年度の政務調査費の支出です。

ところで、政務調査費については、昨年(2004年)10月に札幌高等裁判所で注目すべき判決が出されました。札幌高裁は、会派にのみ支給する、と規定されていた札幌市の政務調査費条例の解釈に関して、会派の政務調査以外の目的での支出は違法である、とする判断を下し、用途について立証しなかった会派に政務調査費の返還を命じたのです。この判決は、条例が政務調査費を会派に支給する、となっている場合には、当該政務調査費が仮に議員個人の資質をたかめるものに使われていたとしても、会派の政務調査活動に使っていない場合には違法だ、とした点で、政務調査費が議員の第二給与だ、という傾向に歯止めをかけるものになっています。

この判決を前提とすると、これまでのように、単に「良い経験だった。」「百聞は一見にしかず」といった程度の視察などが適法な政務調査費の支出になるか疑問です。

今回はこの判決例も念頭に、視察に対する一人あたりの政務調査費の支出額の大きい、名古屋市、愛知県を除く上位50の会派の視察について調査をしました。

2, 調査方法など

- (1) 今回も愛知県内全32市中、2003年度に政務調査費を支出していない一宮市、尾西市、田原市と、情報を公開していない名古屋市を除く28市を対象に、2003年度の政務調査費の関係文書の情報公開請求をし、県外調査旅費に使った一人あたりの金額の多い上位50会派(一人会派も含む)を抽出しました。抽出方法のルールは以下の通りです。

政務調査費のうち調査旅費として県外視察に費やした金額を計上した

・政務調査費のうちの「研究研修費」で県外に出かけた費用は計上していない使用額が政務調査費支給額を上まわった場合は、政務調査費支給額を上限とした年度途中で会派が改廃・再結成した場合は、別会派とみなした

- (2) 50会派が議長宛てに提出した視察の報告書に加え、50会派に対してアンケート調査を行い、その結果をふまえて、納税者からみて視察が効率的、効果的に行われているといえるか、視察が議員活動に生かされているか、市政に生かされているか、という観点から評価、コメントをしました。

3, 調査結果

- (1) 多人数で行う視察が多すぎる

相変わらず多人数で行う視察が目立ちます。今や高等学校の修学旅行ですら、興味関心を共有できる少人数のグループで関心の高いところを見学すると言います。各会派も事前に十分な下調べを行い、2人位の少人数で視察を実施すれば、より多くの資料を集めることができるはずです。多人数での視察はみすみすそのチャンスを逃すのです。

多人数で視察をする理由について「選挙後で新人が多いため調査内容に共通認識と指導を考えたから」と理由を答えて頂いた会派(豊川市自民党市議団)もありましたが、いくら新人とはいえ、問題意識があるからこそ議員になったはずですから、視察先も一人で決定できるはずです。指導しなければ視察も一人でできない、など

という程度の社会性や問題意識しかもたない人が議員になっているとすれば、それ自体問題です。

私たちからみれば、多人数での視察は単なる旅行か、行き先が一人では見つけれない議員さんの「救済」視察ではないか、という気がします。しかし、これでは何か昔小学校で書かされた読書感想文の「課題図書」のようなもので、身になることはほとんどありません。視察先が思いつかない場合には、視察をする必要はありません。多人数での視察から脱却していただきたい。

(2) 奇妙な視察

50会派中海外視察に出かけたのは豊橋市の清志会だけでした。この清志会の視察は問題です。SARS対策の視察のためにシンガポールに、ソウル市のワールドカップスタジアム等や釜山市の市場等の見学のために大韓民国に出かけているのです。清志会さん、SARS対策で何か具体的な提言をしましたか？ソウル市や釜山市の視察が豊橋市政とどういう関係があるのでしょうか。このままだと、この会派は次に「狂牛病対策」でヨーロッパや米国に、「鳥インフルエンザの対策」でベトナムに視察に行きそうで、心配です。

他の自治体の会派にもおかしな視察があります。定番化しつつあるのが、「根室市での北方領土の視察」です。前年は豊明の会派がやっていましたが、今回は津島市の新生クラブ、一期一会がやっていました。北方領土返還が重大な政治課題であることは認めますが、自治体の議員さんが視察をすることが市政とどう関係するのでしょうか。今回の視察を津島市政にどのように生かしたのか、きちんと説明していただきたい。

海やダムのない岡崎市の会派が「海水淡水化施設」「ダム浄化場」見学をしていた例(ゆうあい21)もあります。岡崎市には7回の視察中、6回が博物館、美術館、記念館の見学だった、という議員さん(自民党市議団の団員)もいます。知多市の明和会は2泊3日で那覇市(ぶんかテンプス)、沖縄市(福祉文化プラザ)、石川市(ピオスの丘)、糸満市(平和記念資料館)に出かけています。視察というよりも社会見学です。

(3) そこに行く必然性が見られない

夏は北海道や東北に、冬は沖縄や九州に視察に出かける、という傾向は相変わらずです。もちろん、北海道や沖縄でしか知ることのできないテーマがあれば問題はないのですが、北海道や沖縄の視察のほとんどが、「なぜそこに行く必要があったのか」という点が理解できないものです。豊川市の市民クラブは恵庭市でコミュニティバスの運行を視察していますが、コミュニティバスは愛知県内の21市17町で走っています。伊達市でのごみ有料化、江別市での病院機能評価の視察のために北海道に行った西尾市の市民クラブの視察、なども行き先が先にありき、の印象は拭えません。

そこに行く必然性が見られない、という傾向はそれ以外の多くの会派にも共通する疑問です。政務調査費を用いて行う視察ですから、そこに行って参考になった、というレベルのものでは足りず、具体的な会派の(議員に対して政務調査費を支出する、としている自治体では議員の)調査活動のためのものでなければならぬ筈です。調査活動のための適切な視察先がなければ、格別視察をする必要もないのです。今回の視察記録を見る限りでは、多くの議員さんが、政務調査費がでるのだから、使わないと損だ、という発想から抜け切れていないように思えます。

4 むすびにかえて

政務調査費でどこへ、何を視察目的として出かけたか、という記録は、その議員さんや会派の問題意識の深さや調査能力を示すものと思えます。集団での視察しかできない議員さんや会派は調査能力がないことを示しているのではないかと、思えますし、観光旅行としか思えない視察をしている議員さんは市政に対する問題意識の低さを示しているといつて差し支えないと思います。政務調査費を受領できる、というのは既得権益ではなく、納税者から市政に調査内容を具体的に生かすよう、付託を受けている、ということなのです。

今回の調査でも、残念ながら、政務調査費の支出は税金の無駄使いなのではないか、と思えるものが目立ちました。その一方で、碧南市には、政務調査費を請求しないにもかかわらず、地域に根ざした議員活動をしている議員、会派があるようです。市民の批判を浴びないような視察が思いつかない議員、会派の方は、いっそのこと、政務調査費の受領を拒否されることを求めます。

最後に、相変わらず今年も、名古屋市と愛知県の会派に対する政務調査費の用途の非公開が最大の問題であることを指摘せざるを得ません。しかし、札幌高裁のような判決が出たことをそろそろ真剣に検討すべきではないでしょうか。

愛知県、名古屋市の各議員の政務調査費の用途の公開を、強く求めます。

2005年3月28日

愛知県市民オンブズ連絡会議

(市民オンブズ岡崎、市民オンブズ知多半島、豊橋の情報公開をすすめる会、名古屋市民オンブズマンタイアップグループ)

本レポートのお問い合わせ先：

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-6-41 リブビル 6階

名古屋市民オンブズマン 電話 052-953-8052 FAX953-8050